

保育の公共性とは何か

——子どもの権利から考える

近年、大きく注目を集め続けている保育政策だが、保育現場では、充実感どころか、不透明感、閉塞感が強まっているのではないかと、この状況を打破するカギとなるのが、子どもの人権への視点を深めることではないだろうか。



公益社団法人
子ども情報研究センター理事
田中文字子

はじめに 今、議論したいこと

この三〇年、保育政策は常に国政の重点分野として注目され次々に施策が打たれてきた。にも関わらず、当の保育現場では、乳幼児への理解、預ける保護者への理解、保育労働者への理解が広がり、保育が充実してきたという実感が持てないのではないだろうか。むしろ「保育」とは何か、どんな方向を向いて取り組んでいけばよいのか不透明で、閉塞感が強まっているという状況ではないかと思う。なぜだろうか。

この稿では、①そもそも「保育」とは何かに立ち戻り、②この三〇年の政策動向を振り返り、③子どもの人権の視点を深めることがこの閉塞感を破る希望の端緒になるのではないかと

うな人権保育創造の議論がどのように継承されていったのかも振り返る必要があるだろう。

〈保育〉とは何か？

子どもは地域共同体の中で育つのではない

そもそも子育てとは何だろうか。子どもを生み育てるといふ営みは人の歴史の中で営々と続けられ、人の存在、その文化が伝えられてきた。産む母と子のつながりはいつもはつきりしているが、母親だけで子どもを育てることはできない。農林業、漁業、牧畜のような自然に直接働きかける第一次産業中心の時代は、生・育・労働・病・死という人生のすべての営みが村落の中でつながっていた。母親も村落の大事な労働力・一員であり、子どもは村落の大事な一員であり次の労働力だった。

現代社会では、出産や子育ては地域社会とは切り離された極めてプライベートなことだと考えられているが、このような考

たなか・みづこ

一九七五年、大阪市立大学大学院教育学研究修士課程修了。一九七七年、乳幼児発達研究所設立に参加（一九九五年より法人名称を子ども情報研究センターに変更）。事務局長、所長を経て現在に至る。二〇〇二年～二〇〇六年、川西市子どもの人権オンパレードに就任し、子どもの参加のもとに子どもの最善の利益を求めようとする格闘した経験が根っこに、「泉南子どもの権利に関する条例」（二〇一二年）の検討委員として策定に参加、二〇一三年三月十八日、市内中学生が自死するという事件に向き合うことになり、条例制定後の市民（もちろん子どもを含む）参加の不断の取り組みの重要性を痛感している。

いうことを考えてみたい。

一九八〇年八月、全日本自治団体労働組合と乳幼児発達研究所（現子ども情報研究センター）との共催で、第一回全国保育集会所が長野県松本市で三日間の日程で開催された。これは国際連合（以下、国連）が一九七九年を国際児童年と定めたことに呼応した取り組みだった。戦後、国連は一九五九年に「児童の権利宣言」を採択するも、あまりにも多くの子どもの権利が奪われている現状を鑑み、二〇周年にあたって国際児童年を定め、各国が子どもの権利の保障に取り組むことを期したものである。全国保育集会所は、改めて、子どもの人権の視点から「保育」を問い直し実践を積みあげていく全国的な保育運動をつくって、いこうという熱意がこもっていたことが思い出される。このよ

え方の歴史はとても浅い。出産・子育てが家庭の私事になったのは、近代化の中で、工業や商業、運送や情報通信などの産業が隆盛となり、多くが雇用労働者となって職任の分離が進んだこの一〇〇年～一五〇年のことである。

名もなき庶民の生活や文化の歴史を研究した民俗学の著作には、子育ての習俗として「トリアゲオヤ」「ナツケオヤ」「ヒロイオヤ」などいくつもの「仮親」の存在が各地で見られることが記されている。幼い子どもが育つことが難しかった時代、無事に育つことを願う呪術的な意味が強かったということだが、お産を助け取りあげてくれた人、名前を付けてくれた人、儀礼的に捨てた子どもを拾ってくれた人、親として、その子どもの成長を見守っていく存在になる。産みの親も、こうしたさまざまな親とつながって親となるわけで、現代のように、子育ての基本は個別家庭の母親の役割であるとする考え方を絶対視する根拠はない。

近年、子育て支援施策において「楽しい子育て」「わくわく子育て」などと言われる。しかし、子育ては子どものいる生活全体である。子どもと関わる部分だけを切り取って楽しいか・辛いかは言えることではないし、生活だから楽しいときもあるし辛いときもあるのが当然だ。子育ては個別家庭の母親の役割だという枠を土台に考えるところで問題の所在が見えなくなり、さまざまな子育て支援対策も隘路にはまっているのではないかと